

第3回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年3月13日（火）13：00～15：00
- 場所：総務省6階 601会議室
- 出席者：宮脇座長、跡田委員、白川委員、中島委員、菱田委員
椎川大臣官房審議官、坂本行政課長、丹下公営企業課長、
平嶋地方債課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配布資料】

- 資料1

【概要】

- 前回に引き続き意見交換
- 出席者からの主な意見、やり取り
 - ・ 米国のチャプターナインを日本に導入することを考えた場合に、米国は州法と連邦法との関係という憲法上の問題があったが日本にはそのような問題がないこと、三権分立との関係でもかなり司法の権限が制限されていること、法人格が消滅しないということを前提とすれば資産の清算についても検討が可能、といったことが指摘できるのではないかと。
 - ・ 米国の自治体の倒産手続は、基本的には自治体に関する法制が州レベルの問題である一方で、企業も含めた倒産手続が連邦法の管轄となっているという憲法等の問題があって、連邦倒産法の中に位置づけられているという経緯があろう。
 - ・ 米国の自治体の財政に対する規制や権限は基本的に州にあり、それは50州でまちまち。よってチャプターナインのような制度が用意されているが、日本においては米国のどの州に近い制度を準備するのが良いのかということが、今回の議論と関連してくるのではないかと。例えば完全放任型にするのが日本の国民感情に果たして合うのか。
 - ・ 債務調整を金融機関が望まないのは当然かもしれないが、自治体破綻の例を見ても一番困るのは住民、職員であるから、債務調整により再建案が厳しくなくなるという可能性もあるのではないかと。
 - ・ チャプターナインにおいては地方自治や住民自治は手続の中に出てこないが、

日本に導入を検討する場合には、これらを考慮することが必要ではないか。

- ・ チャプターナインにおいては首長や議会の責任論が出てこないが、これについてはどう考えるか。また、例えば再建計画に議会が反対の立場をとるケースなどあると思うが、どう考えるか。
- ・ 自治体が行う事業について切り分けて考えた場合に、例えば民間的なものは切り離してしまい、民事再生法や破綻法制に乗せても良いものも幾つか考えられるのではないか。
- ・ 債務調整は民間のルールなので、それを念頭に置いて整理するのは、議論としては分かりやすいのではないか。
- ・ 債務調整は貸す側の倫理観を問題にすることが多いが、借りる側の規律や倫理観も含めて、何のための債務調整なのかを考えないと、制度作りの議論は出来ないのではないか。
- ・ 地域の住民サービスを低下させないことが基本であり、その点が個人の破産と同様で、地域住民が離散したくなるのではなく、長く住み続けてもらえるようにするのが、仮に債務調整をするとした場合の一番の目的になるのではないか。
- ・ 債務調整の導入は行政の規律を高める効果はあろうが、他方でどうしても他に代替する手段が少なう中で経営改善が難しい事業もある。その点が一律ではないため、さらに考慮が必要か。
- ・ 確かに一方的に自治体の経営が悪いからとは言えないが、自治体によってはモラルハザードを起こしているケースもある。そういったことについても議論が必要か。また、個別事業においても一般会計から資金を入れるのならば、各自治体が責任を持って行うべきではないか。